

議案第3号

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

いじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会の委員の報酬について、当該委員が所属する職能団体等が定めている、いじめの重大事態の調査を行う委員に関する報酬基準等を踏まえた額に改定するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表（第1条，第5条関係）		
職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から学校薬剤師の部まで	(略)	(略)
学校産業医	日 25,000	(略)
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会	委員長 <u>〃 17,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 <u>〃 15,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長 <u>〃 17,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 <u>〃 15,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)

社会教育委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)
-------------------------	-----	-----

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から学校薬剤師の部まで	(略)	(略)
学校産業医	日 25,000	(略)
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会	委員長 // 30,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 // 25,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長 // 30,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 // 25,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
社会教育委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

出動時の緊急走行，車両整備等を担う機関員及び消防相互応援要請に基づく応援又は緊急消防援助隊として大規模災害の被災地において救助活動等の危険を伴う業務に従事する職員に対して，それぞれ機関員業務従事手当，消防相互応援従事手当及び緊急消防援助隊従事手当を支給する規定を整備するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条 消防職員の特殊勤務手当は、消防職員で<u>次に掲げる特殊勤務に従事した職員</u>に対し支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 機関員業務に従事した職員</u></p> <p><u>(4) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づき出動し、かつ、救助活動等に従事した職員</u></p> <p><u>(5) 消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項に規定する警戒区域(次項において「警戒区域」という。)に出動し、かつ、救助活動等に従事した職員</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 機関員業務従事手当 1当務 300円</u></p> <p><u>(4) 消防相互応援従事手当 1日 1,080円(警戒区域その他市長がこれに準ずると認める区域において出動従事した場合にあっては、2,160円)</u></p> <p><u>(5) 緊急消防援助隊従事手当 1日 2,160円</u></p> <p><u>3 危険作業手当は、消防相互応援従事手当又は緊急消防援助隊従事手当が支給される場合は、支給しない。</u></p>	<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条 消防職員の特殊勤務手当は、消防職員で<u>次の各号に規定する特殊勤務に従事した職員</u>に対し支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業等の多様な取得方式が示されたことを踏まえ、本市においても同法の趣旨に沿った措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の</p>

- 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に

にかかわらず,その勤務しない1時間につき,給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2及び3 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は,職員が第3項変更をしたときとする。

つき,給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2及び3 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第12条の規定は,部分休業について準用する。

付 則

この条例は,令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が行われたことを踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、職員に対する制度の周知、意向確認等育児や介護と仕事との両立に必要な制度を選択できる環境を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時か</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親である者が、深夜(午後10時か</p>

ら翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 (略)

ら翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 (略)

第 17 条 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、取手市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 4 号。以下この項において「育児休業条例」という。)第 21 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第 21 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家

第 17 条 (略)

庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

令和 7 年度住民税非課税であった第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯員で、税制上非課税となる範囲の就労収入の増加により、令和 8 年度介護保険料算定において住民税課税世帯の所得段階に属する場合の当該第 1 号被保険者の保険料について、令和 7 年度における所得段階で算定した額まで減免することができる規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第12条（略）</p> <p><u>（令和8年度分の保険料に関する減免の特例）</u></p> <p>第13条 <u>市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料について、第14条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する申請によることなく、保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 令和7年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない者に該当する場合</u></p> <p><u>(2) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に該当する場合</u></p> <p><u>(3) 当該第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員に係る令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の課税状況、これらの者の令和7年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。)の収入金額、合計所得金額等を勘案して、市長が保険料を減免すべき特別の理由があると認</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第12条（略）</p>

<u>める場合</u>	
-------------	--

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 4 8 年条例第 3 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用に充てるための「子ども・子育て支援納付金課税額」を創設するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び</u><u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p>

費納付金の納付に要する費用(茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(法第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 7.25 を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 19,300 円 とする。

第 9 条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第 9 条の 2 第 3 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.25 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・

2 から 4 まで (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第 4 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 7.5 の税率 を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第 5 条 第 3 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 21,000 円 とする。

第 9 条 (略)

子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

第9条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第9号

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

医療福祉費の支給に当たっての所得要件に係る規定の一部について、今後の法令改正に応じて迅速な対応を可能とすることを目的として、茨城県の医療福祉対策実施要領等が改正されたことを踏まえ、茨城県からの通知に沿った所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、取手市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「<u>医療保険各法</u>」と総称する。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(取手市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により取手市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条若しくは第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 取手市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあつては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児である場合にあつ</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、取手市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「<u>社会保険各法</u>」<u>という。</u>)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(取手市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により取手市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条若しくは第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 取手市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあつては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小児である場合にあつ</p>

ては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について医療保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又はその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 (略)

3 第1項の高額療養費は、医療保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 から7まで (略)

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者

ては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 (略)

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者医療確保法若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 から7まで (略)

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者

(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて規則で定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき、又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) (略)

(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第184号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) (略)

(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主とし

(4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。

ア 重度心身障害者等の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。

イ 重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

て当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。

ア 重度心身障害者等の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)第2条第1項に定める額に533,000円を加えた額以上であるとき。

イ 重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額

<p>3 (略)</p>	<p><u>の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項及び第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第4条及び第5条の規定の例による。</u></p> <p>3 (略)</p>
--------------	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

議案第10号

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例について

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和61年条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

取手市緑の審議会の委員について、継続して審議が必要な案件に対応し、より充実した審議を行う体制を構築することを目的として、委員を再任することができる規定を追加するとともに、保存樹木等が滅失・枯死した場合の指定の解除に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例（昭和61年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任期)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>(保存緑地の指定の変更及び解除)</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(保存樹木等の指定の変更及び解除)</u></p> <p><u>第24条の2 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは遅滞なく届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 保存樹木等の所有者等に変更があったときは、所有者等又は新たに所有者等となった者が遅滞なく届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、指定した保存樹木等が滅失し、若しくは枯死したとき、又は公益上の理由その他特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、指定の変更又は解除をすることができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定により指定の変更又は解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。ただし、保存樹木等の滅失又は枯死により指定の解除をしようとする場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>5 市長は、保存樹木等の滅失又は枯死により指定の解除をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 市長は、第3項の規定により指定の変更又は解除をしたときは所有者等に通知するとともに、当該変更又は解除をした保存樹木等の所在地、範囲等を公告しなければ</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>(変更及び解除)</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p>

ならない。

(規定の準用)

第 25 条 第 12 条第 2 項及び第 5 項, 第 13 条から第 17 条まで, 第 19 条, 第 20 条並びに第 22 条の規定は, 保存樹木等に準用する。

(規定の準用)

第 25 条 第 12 条(第 1 項を除く。)から第 19 条まで, 第 20 条第 1 項及び第 22 条の規定は, 保存樹木等に準用する。

付 則

この条例は, 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が改正され、これまで非住宅にのみ課されていた建築物エネルギー消費性能基準適合義務が原則全ての建築物に課されることとなること及び同法の規定に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務対象が全ての建築物に拡大されることを踏まえた所要の整備を行うほか、法改正による法律の名称の変更、政令改正により生ずる条項の移動等に対応するための所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(92)まで（略）	(略)	(略)
(93) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(94) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(95)から(103)まで（略）	(略)	(略)
(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が <u>住宅以外の部分のみ</u> である場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。) <u>であって指定確認検査機関</u>

		<p>(<u>建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。</u>)の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。</u>)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(<u>指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。</u>)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p>
(105)から(107)まで (略)	(略)	(略)
(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて, 法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基

<p>づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>		<p>準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)<u>又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)</u>又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)<u>又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、</u>以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イからエまで (略)</p>
<p>(109)及び(110) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(111) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率の特例</u></p>	<p><u>要除却認定マンションの容積率の特例許可申請手数料</u></p>	<p>(略)</p>

の許可の申請に対する審査		
(112)から(137)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(92)まで (略)	(略)	(略)
(93) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(94) 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
(95)から(103)まで (略)	(略)	(略)
(104) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が <u>住宅の部分のみ</u> である場合にあっては登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)又は登録建築物エネルギー消費性

		<p>能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合<u>以外の場合</u>にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ及びウ (略)</p>
(105)から(107)まで (略)	(略)	(略)
(108) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が<u>住宅の部分のみ</u>である場合にあつては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合<u>以外の場合</u>にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号にお</p>

		いて「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イからエまで (略)
(109)及び(110) (略)	(略)	(略)
(111) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>要除却等認定マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	(略)
(112)から(137)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1第93号及び第94号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第12号

令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ646,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,168,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		14,677,570	△109,816	14,567,754
	1 市 民 税	7,460,400	△109,816	7,350,584
11 地 方 交 付 税		9,206,103	728,344	9,934,447
	1 地 方 交 付 税	9,206,103	728,344	9,934,447
15 国 庫 支 出 金		9,910,673	△124,077	9,786,596
	1 国 庫 負 担 金	7,024,475	42,500	7,066,975
	2 国 庫 補 助 金	2,749,098	△166,577	2,582,521
16 県 支 出 金		3,495,396	2,411	3,497,807
	1 県 負 担 金	2,217,525	3,209	2,220,734
	2 県 補 助 金	960,093	△798	959,295
17 財 産 収 入		64,198	3,694	67,892
	1 財 産 運 用 収 入	60,631	2,521	63,152
	2 財 産 売 払 収 入	3,567	1,173	4,740
18 寄 附 金		3,003,312	△499,100	2,504,212
	1 寄 附 金	3,003,312	△499,100	2,504,212
19 繰 入 金		4,139,691	△886,897	3,252,794
	2 基 金 繰 入 金	4,036,390	△886,897	3,149,493
21 諸 収 入		985,146	99,050	1,084,196
	5 収 益 事 業 収 入	30,000	190,000	220,000
	6 雑 入	817,224	△90,950	726,274
22 市 債		3,846,600	139,500	3,986,100
	1 市 債	3,846,600	139,500	3,986,100
歳 入 合 計		54,815,237	△646,891	54,168,346

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		12,284,939	△651,793	11,633,146
	1 総 務 管 理 費	11,027,336	△657,524	10,369,812
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	428,197	5,731	433,928
3 民 生 費		20,664,818	75,329	20,740,147
	1 社 会 福 祉 費	9,153,130	14,415	9,167,545
	2 児 童 福 祉 費	8,799,826	11,810	8,811,636
	3 生 活 保 護 費	2,711,589	49,104	2,760,693
4 衛 生 費		2,012,233	△3,161	2,009,072
	1 保 健 衛 生 費	1,317,659	△3,247	1,314,412
	3 上 水 道 費	1,976	86	2,062
5 農 林 水 産 業 費		297,014	△59,312	237,702
	1 農 業 費	297,014	△59,312	237,702
7 土 木 費		5,310,935	△5,161	5,305,774
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,074,112		1,074,112
	3 都 市 計 画 費	3,728,535	△5,161	3,723,374
9 教 育 費		7,434,477	△2,927	7,431,550
	1 教 育 総 務 費	1,017,637	78	1,017,715
	5 社 会 教 育 費	1,299,319	△18,815	1,280,504
	6 保 健 体 育 費	1,129,681	15,810	1,145,491
12 諸 支 出 金		807	134	941
	1 土 地 開 発 基 金 費	807	134	941
歳 出 合 計		54,815,237	△646,891	54,168,346

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	県防災情報ネットワークシステム更新事業負担金	11,437
		災害時用備品整備事業	313
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票・住民基本台帳システム改修事業	8,855
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業	104,982
	3 生 活 保 護 費	最高裁判決等を踏まえた生活保護システム改修事業	330
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	取手駅前公衆トイレ設置事業	68,152
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	柵木除塵機改修事業負担金	10,530
7 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	橋りょう長寿命化事業	4,600
		横断歩道橋長寿命化事業	12,300
		小文間（市道5148号線）道路改良事業	109,407
		井野団地外周道路（市道0115号線他）道路改良事業	90,260
		井野台四丁目（市道3276号線他）道路改良事業	47,355
		桑原（市道4042号線）道路改良事業	42,510
		野々井（市道2365号線）道路改良事業	20,618

款	項	事業名	金額
7 土木費	3 都市計画費	桑原地区整備推進事業	11,605
		大規模建築物等耐震化支援事業	51,987
		地籍調査事業	946
		都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	105,010
		排水機場・双葉ポンプ場改修事業	32,868
		藤代地区雨水排水整備事業	62,115
		下高井水砂地区雨水排水整備事業	30,569
8 消防費	1 消防費	県防災情報ネットワークシステム更新事業負担金	11,437
		消防本部受変電設備改修事業	4,950
		消防ポンプ自動車購入事業	42,945
9 教育費	3 中学校費	中学校体育館・武道場空調設備設置事業	556,120

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
認定こども園整備事業	22,700	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	22,700	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
民間保育園整備事業	53,500				53,500			
公衆トイレ整備事業	73,300				73,300			
災害関連事業（地盤沈下対策分）	1,800				1,800			
土地改良事業	7,500				18,000			
働く婦人の家整備事業	30,000				30,000			
市道整備事業	563,200				709,600			
分庁舎整備事業	12,300				12,300			
都市公園整備事業	26,700				26,700			
消防防災設備整備事業	118,800				118,800			
小学校施設整備事業	110,600				110,600			
放課後子どもクラブ室整備事業	9,300				9,300			
公民館施設整備事業	34,700				34,700			
図書館施設整備事業	26,200				26,200			
グリーンスポーツセンター整備事業	79,600				79,600			
給食センター整備事業	19,100				19,100			
防災対策事業	6,500				6,500			
緊急防災・減災事業	2,276,800				2,276,800			
長寿命化事業	54,200				54,200			
緊急自然災害防止対策事業	231,000	231,000						
こども・子育て支援事業	17,400	17,400						
デジタル活用推進事業	71,400	54,000						

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	14,677,570	△109,816	14,567,754
11 地 方 交 付 税	9,206,103	728,344	9,934,447
15 国 庫 支 出 金	9,910,673	△124,077	9,786,596
16 県 支 出 金	3,495,396	2,411	3,497,807
17 財 産 収 入	64,198	3,694	67,892
18 寄 附 金	3,003,312	△499,100	2,504,212
19 繰 入 金	4,139,691	△886,897	3,252,794
21 諸 収 入	985,146	99,050	1,084,196
22 市 債	3,846,600	139,500	3,986,100
歳 入 合 計	54,815,237	△646,891	54,168,346

歳 出 款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総 務 費	12,284,939	△651,793	11,633,146	8,855		△746,263	85,615
3	民 生 費	20,664,818	75,329	20,740,147	50,370		3,065	21,894
4	衛 生 費	2,012,233	△3,161	2,009,072	△3,763		△91,632	92,234
5	農 林 水 産 業 費	297,014	△59,312	237,702		10,500	△50,610	△19,202
7	土 木 費	5,310,935	△5,161	5,305,774	△173,325	146,400		21,764
9	教 育 費	7,434,477	△2,927	7,431,550	△3,803	△17,400	16,818	1,458
12	諸 支 出 金	807	134	941			134	
歳 出 合 計		54,815,237	△646,891	54,168,346	△121,666	139,500	△868,488	203,763

2 歳 入
 (款) 1 市税 (項) 1 市民税 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	6,149,268	112,213	6,261,481	1 現年課税分	112,213	・所得割 112,213 増
2 法人	1,311,132	△222,029	1,089,103	1 現年課税分	△222,029	・法人税割 222,029 減
計	7,460,400	△109,816	7,350,584			

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

1 地方交付税	9,206,103	728,344	9,934,447	1 地方交付税	728,344	・普通交付税 588,344 増 ・特別交付税 140,000 増
計	9,206,103	728,344	9,934,447			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	7,001,863	42,500	7,044,363	1 社会福祉費負担金	5,000	・自立支援給付費負担金 5,000 増
				5 生活保護費負担金	37,500	・生活保護費負担金 37,500 増
計	7,024,475	42,500	7,066,975			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,567,874	8,855	1,576,729	1 総務費補助金	8,855	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 8,855 増
2 民生費国庫補助金	648,155	330	648,485	1 社会福祉費補助金	330	・最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業補助金 330
3 衛生費国庫補助金	37,462	△3,763	33,699	2 母子衛生費補助金	△3,763	・地方スポーツ振興費補助金 3,763 減
4 土木費国庫補助金	406,440	△171,999	234,441	1 市道整備事業費補助金	△168,946	・防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分） 48,421 減 ・防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 120,525 減
				4 建築指導費補助金	△3,053	・社会資本整備総合交付金（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業分） 3,053 減
計	2,749,098	△166,577	2,582,521			

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	2,216,176	2,500	2,218,676	1 社会福祉費負担金	2,500	・自立支援給付費負担金 2,500 増
5 土木費県負担金	0	709	709	1 地籍調査費負担金	709	・地籍調査費負担金 709
計	2,217,525	3,209	2,220,734			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県補助金	573,527	5,040	578,567	4 児童福祉費補助金	5,040	・保育対策総合支援事業費補助金 5,040 増
5 土木費県補助金	29,507	△2,035	27,472	2 建築指導費補助金	△2,035	・大規模建築物等耐震化支援事業補助金 2,035 減
6 教育費県補助金	322,741	△3,803	318,938	5 社会教育費補助金	△3,803	・地域の教育支援体制等構築事業費補助金 3,803 減
計	960,093	△798	959,295			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	15,966	2,521	18,487	1 利子及び配当金	2,521	・財政調整基金利子 912 増 ・土地開発基金利子 134 増 ・学校施設整備基金利子 78 増 ・減債基金利子 430 増 ・地域福祉基金利子 45 増 ・公共施設整備基金利子 628 増 ・地域振興基金利子 294 増
計	60,631	2,521	63,152			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売却収入

2 物品売却収入	566	1,173	1,739	1 物品売却収入	1,173	・物品売却収入 1,173 増
計	3,567	1,173	4,740			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	3,003,100	△499,700	2,503,400	1 総務費寄附金	△499,700	・ふるさと取手応援寄附金 500,000 減 ・企業版ふるさと納税寄附金 300 増
9 教育費寄附金	1	600	601	1 教育費寄附金	600	・教育費寄附金 600 増
計	3,003,312	△499,100	2,504,212			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	908,211	△606,047	302,164	1 財政調整基金繰入金	△606,047	・財政調整基金繰入金 606,047 減
5 学校施設整備基金繰入金	44,587	16,740	61,327	1 学校施設整備基金繰入金	16,740	・学校施設整備基金繰入金 16,740 増

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 ふるさと取手応援 基金繰入金	2,421,003	△297,590	2,123,413	1 ふるさと取手応援 基金繰入金	△297,590	・ふるさと取手応援基金繰入金 297,590 減
計	4,036,390	△886,897	3,149,493			

(款) 21 諸収入

(項) 5 収益事業収入

1 競輪事業特別会計 繰入金	30,000	190,000	220,000	1 競輪事業特別会計 繰入金	190,000	・競輪事業特別会計繰入金 190,000 増
計	30,000	190,000	220,000			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

3 弁償金	45	682	727	1 弁償金	682	・学校徴収金返金分遅延損害弁償金 682
5 雑入	407,354	△91,632	315,722	6 衛生費雑入	△91,632	・新型コロナウイルスワクチン助成金 91,632 減
計	817,224	△90,950	726,274			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

2 農林水産業債	9,300	10,500	19,800	2 土地改良事業債	10,500	・土地改良事業債 10,500 増
4 土木債	602,200	146,400	748,600	1 市道整備事業債	146,400	・市道整備事業債 146,400 増
13 デジタル活用推進 事業債	71,400	△17,400	54,000	1 デジタル活用推進 事業債	△17,400	・デジタル活用推進事業債 17,400 減
計	3,846,600	139,500	3,986,100			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				
4 財政管理費	△749,706 (4,514,627) (3,764,921)			294				
				財産収入 △500,000 寄附金 △250,000 繰入金 △750,000				
					12 委託料	△250,000	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費	750,000 減
					24 積立金	△499,706	委託料 ・ふるさと取手応援寄附受付等業務委託料 積立金 ・ふるさと取手応援基金積立金	(250,000 減) 250,000 減 (500,000 減) 500,000 減
					22 地域振興基金積立金	294 増		
			294		積立金 ・地域振興基金積立金	(294 増) 294 増		
6 財産管理費	1,801 (458,386) (460,187)			1,801				
				財産収入 1,801	24 積立金	1,801	25 公共施設整備基金積立金	1,801 増
					積立金 ・公共施設整備基金積立金	(1,801 増) 1,801 増		
8 電算組織管理費	△14,267 (564,920) (550,653)				△14,267			
					△14,267		20 電算・OA化等に要する経費	14,267 減

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
8 電算組織 管理費						13 使用料及び 賃借料	△14,267 使用料及び賃借料 (14,267 減) ・ガバメントクラウド利用料 14,267 減	
11 災害 対策費	313 (77,724) (78,037)			300 寄附金	13	17 備品購入費	313 22 災害対策に要する経費 313 増 備品購入費 (313 増) ・災害時用備品 313 増	
				300	13			
14 財政調整 基金費	104,335 (965,099) (1,069,434)			1,342 財産収入	102,993	24 積立金	104,335 20 財政調整基金積立金 912 増 積立金 (912 増) ・財政調整基金積立金 912 増 21 減債基金積立金 103,423 増 積立金 (103,423 増) ・減債基金積立金 103,423 増	
				912				
				430	102,993			
項計	△657,524 (11,027,336) (10,369,812)			△746,263	88,739			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	5,731 (426,606) (432,337)	8,855 国庫支出金			△3,124			
		8,855			△3,124	12 委託料	8,855	
						13 使用料及び賃借料	△3,124	
							5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費	5,731 増
							委託料 (8,855 増)	
							・ 戸籍附票システム旧氏振り仮名追加改修業務委託料	8,250
							・ 住民基本台帳システム旧氏振り仮名追加改修業務委託料	110
							・ 住民基本台帳システム改修業務委託料	495
							使用料及び賃借料 (3,124 減)	
							・ 戸籍総合システムガバメントクラウド利用料	3,124 減
項計	5,731 (428,197) (433,928)	8,855			△3,124			
款計	△651,793 (12,284,939) (11,633,146)	8,855		△746,263	85,615			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	45 (1,629,447) (1,629,492)			45 財産収入				
				45	24 積立金	45	50 地域福祉基金積立金	45 増
							積立金 (45 増)	
							・ 地域福祉基金積立金	45 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明		
		特定財源			一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他						
2 障害者 福祉費	10,000	5,000			2,500	19 扶助費	10,000	33 自立支援に要する経費	10,000 増	
	(3,017,655)	国庫支出金							(1) 介護給付費等に関する経費	10,000 増
	(3,027,655)	2,500								扶助費 (10,000 増)
		県支出金			2,500					・ 自立支援給付費
	7,500									
	7,500				2,500					
3 老人 福祉費	4,370				4,370	27 繰出金	4,370	48 介護保険特別会計繰出金	4,370 増	
	(3,805,307)									繰出金 (4,370 増)
	(3,809,677)				4,370			・ 介護保険特別会計繰出金	4,370 増	
項 計	14,415	7,500		45	6,870					
	(9,153,130)									
	(9,167,545)									

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 児 童 入 所 費	11,810	5,040		3,020	3,750	18 負担金、 補助及び 交付金	11,810	22 民間保育園運営に要する経費	11,810 増	
	(3,346,469)	県支出金		繰入金					(1) 民間保育園運営に関する経費	11,810 増
	(3,358,279)	5,040		3,020	3,750					
	5,040			3,020	3,750					

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 児童 入所費							負担金、補助及び交付金 (11,810 増) ・ 保育体制強化事業補助金 6,720 増 ・ 障害児保育事業補助金 4,320 増 ・ 特別支援教育費補助金 770 増	
項 計	11,810 (8,799,826) (8,811,636)	5,040		3,020	3,750			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	△896 (173,289) (172,393)	330 国庫支出金			△1,226			
		330			△1,226	12 委託料	330	5 生活保護事務に要する経費 896 減
					△1,226	13 使用料及び 賃借料	△1,226	(1) 生活保護事務に要する経費 1,226 減
								使用料及び賃借料 (1,226 減) ・ ガバメントクラウド利用料 1,226 減
		330						(2) 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務 に要する経費 330
								委託料 (330) ・ 最高裁判決対応生活保護システム改修委託 料 330
2 扶助費	50,000 (2,538,300) (2,588,300)	37,500 国庫支出金			12,500			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
2 扶助費		37,500			12,500	19 扶助費	50,000	20 生活保護に要する経費	50,000 増
								扶助費 ・医療扶助	(50,000 増) 50,000 増
項計	49,104 (2,711,589) (2,760,693)	37,830			11,274				
款計	75,329 (20,664,818) (20,740,147)	50,370		3,065	21,894				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	0 (401,301) (401,301)			△91,632 諸収入	91,632			20 予防接種に要する経費	
				△91,632	91,632			財源充当の変更	
3 母子衛生費	△3,247 (137,077) (133,830)	△3,763 国庫支出金			516				
		△3,763			516	7 報償費	△52	23 妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費	3,247 減
						8 旅費	△15	報償費	(52 減)
						2 普通旅費	△4	・妊産婦・子育て女性の健康づくり事業推進委員会委員謝礼	52 減
						4 研修旅費	△11	旅費	(15 減)
						10 需用費	△181	普通旅費	4 減

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 母子衛生費						1 消耗品費	△83	研修旅費 11 減
						4 印刷製本費	△98	需用費 (181 減)
						11 役務費	△11	消耗品費 83 減
						1 通信運搬費	△11	印刷製本費 98 減
						12 委託料	△2,970	役務費 (11 減)
						13 使用料及び賃借料	△18	通信運搬費 11 減
項計	△3,247 (1,317,659) (1,314,412)	△3,763		△91,632	92,148			委託料 (2,970 減) ・運動教室運営委託料 2,970 減
								使用料及び賃借料 (18 減) ・駐車場使用料 18 減

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

1 上水道費	86 (1,976) (2,062)				86			
					86	18 負担金、補助及び交付金	86	20 茨城県南水道企業団児童手当負担金 86 増
								負担金、補助及び交付金 (86 増) ・茨城県南水道企業団児童手当負担金 86 増
項計	86 (1,976) (2,062)				86			
款計	△3,161 (2,012,233) (2,009,072)	△3,763		△91,632	92,234			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 農業 振興費	△71,443 (117,054) (45,611)			△50,610 繰入金 △50,610	△20,833	18 負担金、 補助及び 交付金	△71,443	44 水田農業構造改革対策に要する経費 71,443 減 負担金、補助及び交付金 (71,443 減) ・水田農業転作等実施補助金 71,443 減
4 農地費	12,131 (54,331) (66,462)		10,500 10,500		1,631 1,631	18 負担金、 補助及び 交付金	12,131	20 土地改良事業に要する経費 12,131 増 負担金、補助及び交付金 (12,131 増) ・下塚排水機場維持管理費負担金 1,601 増 ・柵木除塵機改修事業負担金 10,530 増
項計	△59,312 (297,014) (237,702)		10,500	△50,610	△19,202			
款計	△59,312 (297,014) (237,702)		10,500	△50,610	△19,202			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路 維持費	0 (485,259) (485,259)	△146,844 国庫支出金 △48,421	126,500 38,000		20,344 10,421			20 道路維持補修に要する経費
-------------	-----------------------------	------------------------------	-------------------	--	------------------	--	--	-----------------

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 道路維持費							財源充当の変更	
		△98,423	88,500		9,923		26 道路維持に要する経費	
		△98,423	88,500		9,923		(2) ふれあい道路 (市道0106号線)	
							財源充当の変更	
3 道路改良費	0 (429,614) (429,614)	△5,602 国庫支出金	5,000		602		財源充当の変更	
		△5,602	5,000		602		25 通学路整備に要する経費	
		△5,459	4,900		559		(30) 桑原 (市道4042号線)	
		△143	100		43		(34) 野々井 (市道2365号線)	
							財源充当の変更	
項計	0 (1,074,112) (1,074,112)	△152,446	131,500		20,946			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

2 建築指導費	△6,107 (76,047) (69,940)	△3,053 国庫支出金 △2,035 県支出金			△1,019		
---------	--------------------------------	-----------------------------------	--	--	--------	--	--

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 建築指導費		△5,088			△1,019	18 負担金、補助及び交付金	△6,107	23 大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費 6,107 減
								負担金、補助及び交付金 (6,107 減) ・大規模建築物等耐震診断補助金 6,107 減
3 地籍調査費	946 (687) (1,633)	709 県支出金			237			
		709			237	12 委託料	946	20 地籍調査事業に要する経費 946 増
								委託料 (946 増) ・地籍調査測量委託料 946 増
4 街路事業費	0 (204,065) (204,065)	△16,500 国庫支出金	14,900		1,600			
		△16,500	14,900		1,600			22 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費
								財源充当の変更
項計	△5,161 (3,728,535) (3,723,374)	△20,879	14,900		818			
款計	△5,161 (5,310,935) (5,305,774)	△173,325	146,400		21,764			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	78 (743,345) (743,423)		△17,400	78 財産収入 16,740 繰入金 78	660	24 積立金	78 21 学校施設整備基金積立金 78 増	
			△17,400	16,740	660		積立金 (78 増) ・学校施設整備基金積立金 78 増	
							23 教育情報機器整備に要する経費	
							財源充当の変更	
項 計	78 (1,017,637) (1,017,715)		△17,400	16,818	660			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	△18,815 (882,553) (863,738)	△3,803 県支出金			△15,012		
		△3,803			△15,012	7 報償費	△18,815 24 コミュニティ・スクール事業に要する経費 18,815 減
							報償費 (18,815 減) ・CSコーディネーター謝礼 18,815 減
項 計	△18,815 (1,299,319) (1,280,504)	△3,803			△15,012		

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 体育施設費	15,810 (692,963) (708,773)				15,810			
					15,810	12 委託料	15,810	
							20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費	
							15,810 増	
							委託料 (15,810 増)	
							・グリーンスポーツセンター指定管理料 15,810 増	
項計	15,810 (1,129,681) (1,145,491)				15,810			
款計	△2,927 (7,434,477) (7,431,550)	△3,803	△17,400	16,818	1,458			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 土地開発基金費

1 土地開発基金費	134 (807) (941)			134 財産収入			
				134		27 繰出金	134
							20 土地開発基金繰出金
							134 増
							繰出金 (134 増)
							・土地開発基金繰出金 134 増
項計	134 (807) (941)			134			

(款) 12 諸支出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
款計	134 (807) (941)			134				
歳出合計	△646,891 (54,815,237) (54,168,346)	△121,666	139,500	△868,488	203,763			

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	21,008,117	21,124,151	6,291,800	1,955,777	25,460,174
(1) 総務債	145,524	128,548		16,976	111,572
(2) 民生債	227,039	264,923	76,200	21,485	319,638
(3) 衛生債	16,910	15,348	73,300	1,878	86,770
(4) 農林水産業債	142,098	130,281	19,800	18,970	131,111
(5) 商工債	25,598	22,880	30,000	2,978	49,902
(6) 土木債	1,686,922	1,823,983	938,200	206,417	2,555,766
(7) 消防債	521,900	632,578	118,800	93,082	658,296
(8) 教育債	3,179,276	3,580,833	2,173,300	267,756	5,486,377
(9) 合併特例債	13,375,027	12,621,645	129,600	1,146,402	11,604,843
(10) 行政改革等推進債(地域再生分)	1,354				
(11) 災害復旧債	12,883	8,778		1,845	6,933
(12) 緊急防災・減災事業債	609,132	543,768	2,297,300	99,247	2,741,821
(13) 全国防災事業債	71,361	67,167		4,199	62,968
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	698,688	722,177	8,800	44,546	686,431
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	41,865	196,498	294,400	2,245	488,653
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	158,140	189,944	54,200	20,997	223,147
(17) 脱炭素化事業債	94,400	165,200		6,754	158,446
(18) 防災対策事業債		9,600	6,500		16,100
(19) こども・子育て支援事業債			17,400		17,400
(20) デジタル活用推進事業債			54,000		54,000
2. 減税補てん債	102,517	51,730		35,514	16,216
3. 臨時財政対策債	19,783,100	18,082,715		1,843,683	16,239,032
4. 減収補てん債	909,993	728,610		59,830	668,780
5. 調整債	164,640	154,560		10,080	144,480
6. 退職手当債	33,960				
7. 災害援護資金貸付債	10,138	7,521		1,821	5,700
合 計	42,012,465	40,149,287	6,291,800	3,906,705	42,534,382

議案第13号

令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地区画整理事業	35,270

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
取 手 駅 北 土 地 債 区 画 整 理 事 業	57,900	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	57,900	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
取手駅北土地区画整理事業債	3,488,570	3,647,550	106,400	229,189	3,524,761
地方特定道路整備事業債	305,156	238,078		58,366	179,712
地方道路整備事業債	38,714	34,037		4,298	29,739
街路整備事業債	6,653	5,873		780	5,093
合併特例債	1,608,183	1,498,371		110,322	1,388,049
行政改革等推進債（地域再生分）	486				
減収補てん債	111,682	103,112		8,023	95,089
まちづくり総合支援事業債	13,424				
合 計	5,572,868	5,527,021	106,400	410,978	5,222,443

議案第14号

令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,335,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 財 産 収 入		6,445	1,207	7,652
	1 財 産 運 用 収 入	6,445	1,207	7,652
歳 入 合 計		10,334,686	1,207	10,335,893

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基 金 積 立 金		709,965	1,207	711,172
	1 基 金 積 立 金	709,965	1,207	711,172
歳 出 合 計		10,334,686	1,207	10,335,893

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 財産収入	6,445	1,207	7,652
歳入合計	10,334,686	1,207	10,335,893

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	709,965	1,207	711,172			1,207	
歳出合計	10,334,686	1,207	10,335,893			1,207	

2 歳 入
 (款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	6,445	1,207	7,652	1 利子及び配当金	1,207	・財政調整基金利子 1,207 増
計	6,445	1,207	7,652			

3 歳 出
 (款) 5 基金積立金 (項) 1 基金積立金 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 財政調整 基金 積立金	1,207 (709,965) (711,172)			1,207 財産収入				
				1,207	24 積立金	1,207	75 財政調整基金積立金 1,207 増	
							積立金 (1,207 増) ・財政調整基金積立金 1,207 増	
項 計	1,207 (709,965) (711,172)			1,207				
款 計	1,207 (709,965) (711,172)			1,207				
歳出合計	1,207 (10,334,686) (10,335,893)			1,207				

議案第15号

令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,163,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		2,140,707	23,885	2,164,592
	1 介護保険料	2,140,707	23,885	2,164,592
3 国庫支出金		1,980,994	7,165	1,988,159
	1 国庫負担金	1,673,320	6,991	1,680,311
	2 国庫補助金	307,674	174	307,848
4 支払基金交付金		2,571,305	9,438	2,580,743
	1 支払基金交付金	2,571,305	9,438	2,580,743
5 県支出金		1,422,098	4,370	1,426,468
	1 県負担金	1,347,214	4,370	1,351,584
7 繰入金		1,746,049	△9,902	1,736,147
	1 一般会計繰入金	1,550,638	4,370	1,555,008
	2 基金繰入金	195,411	△14,272	181,139
歳入合計		10,128,272	34,956	10,163,228

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		9,274,266	34,956	9,309,222
	1 介護サービス等諸費	8,586,380	32,000	8,618,380
	3 その他の諸費	8,882	16	8,898
	4 高額介護サービス等費	222,118	2,700	224,818
	5 高額医療合算介護サービス等費	36,984	240	37,224
歳出合計		10,128,272	34,956	10,163,228

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	2,140,707	23,885	2,164,592
3 国庫支出金	1,980,994	7,165	1,988,159
4 支払基金交付金	2,571,305	9,438	2,580,743
5 県支出金	1,422,098	4,370	1,426,468
7 繰入金	1,746,049	△9,902	1,736,147
歳入合計	10,128,272	34,956	10,163,228

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	9,274,266	34,956	9,309,222	11,535		23,421	
歳出合計	10,128,272	34,956	10,163,228	11,535		23,421	

2 歳 入
 (款) 1 介護保険料 (項) 1 介護保険料 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	2,140,707	23,885	2,164,592	1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	98	・ 特別徴収分 98 増
				2 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	23,787	・ 普通徴収分 23,787 増
計	2,140,707	23,885	2,164,592			

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	1,673,320	6,991	1,680,311	1 現 年 度 分	6,991	・ 介護給付費負担金 6,991 増
計	1,673,320	6,991	1,680,311			

(款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

3 財 政 調 整 交 付 金	136,000	136	136,136	1 現 年 度 分	136	・ 特別調整交付金 136
6 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	0	38	38	1 現 年 度 分	38	・ 災害臨時特例補助金 38
計	307,674	174	307,848			

(款) 4 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,504,052	9,438	2,513,490	1 現 年 度 分	9,438	・ 第2号被保険者保険料 9,438 増
計	2,571,305	9,438	2,580,743			

(款) 5 県支出金 (項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,347,214	4,370	1,351,584	1 現 年 度 分	4,370	・ 介護給付費負担金 4,370 増
計	1,347,214	4,370	1,351,584			

(款) 7 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,159,283	4,370	1,163,653	1 現 年 度 分	4,370	・ 介護給付費繰入金 4,370 増
計	1,159,283	4,370	1,163,653			

(款) 7 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	195,411	△14,272	181,139	1 介護給付費準備基金繰入金	△14,272	・ 介護給付費準備基金繰入金 14,272 減
計	195,411	△14,272	181,139			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 居宅介護サービス給付費	32,000 (3,643,840) (3,675,840)	6,574 国庫支出金 4,000 県支出金 10,574		△10,272 繰入金 8,640 諸収入 23,058 保険料 21,426		18 負担金、補助及び交付金	32,000	75 居宅介護サービス給付費に要する経費 32,000 増 負担金、補助及び交付金 (32,000 増) ・ 居宅介護サービス給付費 32,000 増
項 計	32,000 (8,586,380) (8,618,380)	10,574		21,426				

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他の諸費

1 審査支払手数料	16 (8,882) (8,898)	3 国庫支出金 2 県支出金 5		2 繰入金 4 諸収入 5 保険料 11		11 役務費 4 手数料	16 16	75 審査支払手数料に要する経費 16 増 役務費 (16 増) 手数料 16 増
項 計	16 (8,882) (8,898)	5		11				

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 高額介護サービス費	2,700 (221,956) (224,656)	540 国庫支出金 338 県支出金 878		338 繰入金 729 755 諸収入 保険料 1,822		18 負担金、補助及び交付金	2,700	75 高額介護サービス費に要する経費 2,700 増 負担金、補助及び交付金 (2,700 増) ・高額介護サービス費 2,700 増
項 計	2,700 (222,118) (224,818)	878		1,822				

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	240 (36,960) (37,200)	48 国庫支出金 30 県支出金 78		30 繰入金 65 67 諸収入 保険料 162		18 負担金、補助及び交付金	240	75 高額医療合算介護サービス費に要する経費 240 増 負担金、補助及び交付金 (240 増) ・高額医療合算介護サービス費 240 増
項 計	240 (36,984) (37,224)	78		162				

(款) 2 保険給付費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	34,956 (9,274,266) (9,309,222)	11,535		23,421				
歳出合計	34,956 (10,128,272) (10,163,228)	11,535		23,421				

議案第16号

令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,770,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 車 券 発 売 収 入		4,700,000	△134,535	4,565,465
	1 車 券 発 売 収 入	4,700,000	△134,535	4,565,465
4 財 産 収 入		272	37	309
	1 財 産 運 用 収 入	272	37	309
5 繰 越 金		20,000	42,923	62,923
	1 繰 越 金	20,000	42,923	62,923
6 諸 収 入		117,615	21,575	139,190
	1 預 金 利 子	4	200	204
	2 受 託 事 業 収 入	115,280	△3,705	111,575
	3 雑 入	2,331	25,080	27,411
歳 入 合 計		4,840,300	△70,000	4,770,300

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		4,804,498	△260,000	4,544,498
	1 総 務 費	2,055	10,037	12,092
	2 事 業 費	4,802,443	△270,037	4,532,406
3 諸 支 出 金		30,000	190,000	220,000
	1 諸 支 出 金	30,000	190,000	220,000
歳 出 合 計		4,840,300	△70,000	4,770,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 車 券 発 売 収 入	4,700,000	△134,535	4,565,465
4 財 産 収 入	272	37	309
5 繰 越 金	20,000	42,923	62,923
6 諸 収 入	117,615	21,575	139,190
歳 入 合 計	4,840,300	△70,000	4,770,300

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 競 輪 事 業 費	4,804,498	△260,000	4,544,498			△303,123	43,123
3 諸 支 出 金	30,000	190,000	220,000			190,000	
歳 出 合 計	4,840,300	△70,000	4,770,300			△113,123	43,123

2 歳 入

(款) 2 車券発売収入

(項) 1 車券発売収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 車 券 發 売 収 入	4,700,000	△134,535	4,565,465	1 車 券 發 売 収 入	△134,535	・ 通常開催車券発売収入 134,535 減
計	4,700,000	△134,535	4,565,465			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利 子 及 び 配 当 金	272	37	309	1 利 子 及 び 配 当 金	37	・ 競輪事業基金利子 37 増
計	272	37	309			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	20,000	42,923	62,923	1 前 年 度 繰 越 金	42,923	・ 前年度繰越金 42,923 増
計	20,000	42,923	62,923			

(款) 6 諸収入

(項) 1 預金利子

1 預 金 利 子	4	200	204	1 預 金 利 子	200	・ 預金利子 200 増
計	4	200	204			

(款) 6 諸収入

(項) 2 受託事業収入

1 競 輪 受 託 事 業 収 入	115,280	△3,705	111,575	1 場 外 發 売 受 託 収 入	△3,705	・ 場外車券発売事務受託収入 3,705 減
計	115,280	△3,705	111,575			

(款) 6 諸収入

(項) 3 雑入

1 雑 入	2,331	25,080	27,411	1 雑 入	25,080	・ 払戻金端数切捨収入 25,080
計	2,331	25,080	27,411			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 1 総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 総務費	10,037 (2,055) (12,092)			37 財産収入 10,000 諸収入 10,037		24 積立金	10,037	70 競輪事務に要する経費 10,037 増
								積立金 (10,037 増) ・競輪事業基金積立金 10,037 増
項計	10,037 (2,055) (12,092)			10,037				

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

1 競輪開催費	△270,037 (4,802,443) (4,532,406)			△313,160 諸収入 △309,455	43,123 39,418	7 報償費	△10,000	75 通常競輪事業に要する経費	270,037 減
						12 委託料	△145,046	報償費 (10,000 減) ・選手賞典費 10,000 減	(145,046 減)
						18 負担金、補助及び交付金	△26,500	委託料 (145,046 減) ・場外車券発売開催委託料 140,046 減	5,000 減
						21 補償、補填及び賠償金	4,820	負担金、補助及び交付金 (26,500 減) ・全国競輪施行者協議会分担金 6,500 減	20,000 減
						22 償還金、利子及び割引料	△93,311	補償、補填及び賠償金 (4,820 増) ・払戻金補足金 4,820	(93,311 減)

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 競輪 開催費				△3,705	3,705		・ 的中車券払戻金 123,666 減 ・ 返還金 30,355 77 場外車券発売競輪事業に要する経費 財源充当の変更	
項計	△270,037 (4,802,443) (4,532,406)			△313,160	43,123			
款計	△260,000 (4,804,498) (4,544,498)			△303,123	43,123			

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

1 一般会計 繰出金	190,000 (30,000) (220,000)			190,000 諸収入				
				190,000	27 繰出金	190,000	75 競輪事業繰出金	190,000 増
							繰出金	(190,000 増)
							・ 競輪事業一般会計繰出金	190,000 増
項計	190,000 (30,000) (220,000)			190,000				
款計	190,000 (30,000) (220,000)			190,000				

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	△70,000 (4,840,300) (4,770,300)			△113,123	43,123			

議案第17号

令和8年度取手市一般会計予算

令和8年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,910,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 市 税		14,657,287
	1 市 民 税	7,474,773
	2 固 定 資 産 税	5,359,162
	3 軽 自 動 車 税	262,258
	4 市 た ば こ 税	630,182
	5 都 市 計 画 税	930,912
2 地 方 譲 与 税		330,152
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	254,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	63,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	13,152
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		136,000
	1 配 当 割 交 付 金	136,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		170,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	170,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		217,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	217,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,790,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,790,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		59,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	59,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		1,000
	1 環境性能割交付金	1,000
10 地方特例交付金		152,000
	1 地方特例交付金	150,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	2,000
11 地方交付税		9,470,000
	1 地方交付税	9,470,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
13 分担金及び負担金		178,224
	1 負担金	178,224
14 使用料及び手数料		292,081
	1 使用料	201,180
	2 手数料	90,901
15 国庫支出金		7,901,669
	1 国庫負担金	6,960,289
	2 国庫補助金	917,659
	3 国庫委託金	23,721
16 県支出金		3,324,066
	1 県負担金	2,272,491
	2 県補助金	816,021

(単位 千円)

款	項	金額
	3 県 委 託 金	235,554
17 財 産 収 入		81,716
	1 財 産 運 用 収 入	75,022
	2 財 産 売 払 収 入	6,694
18 寄 附 金		3,004,310
	1 寄 附 金	3,004,310
19 繰 入 金		4,250,772
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,855
	2 基 金 繰 入 金	4,244,917
20 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
21 諸 収 入		555,523
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	17,001
	2 市 預 金 利 子	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	41,509
	4 受 託 事 業 収 入	72,656
	5 収 益 事 業 収 入	40,000
	6 雑 入	384,327
22 市 債		1,797,200
	1 市 債	1,797,200
歳 入 合 計		49,910,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		265,426
	1 議 会 費	265,426
2 総 務 費		10,179,761
	1 総 務 管 理 費	9,148,576
	2 徴 税 費	493,926
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	406,278
	4 選 挙 費	73,280
	5 統 計 調 査 費	21,862
	6 監 査 委 員 費	35,839
3 民 生 費		20,099,741
	1 社 会 福 祉 費	9,086,145
	2 児 童 福 祉 費	8,244,931
	3 生 活 保 護 費	2,768,392
	4 災 害 救 助 費	273
4 衛 生 費		1,918,191
	1 保 健 衛 生 費	1,207,737
	2 清 掃 費	708,623
	3 上 水 道 費	1,831
5 農 林 水 産 業 費		264,380
	1 農 業 費	264,380
6 商 工 費		377,539
	1 商 工 費	377,539

(単位 千円)

款	項	金額
7 土 木 費		4,969,067
	1 土 木 管 理 費	413,180
	2 道 路 橋 り よ う 費	952,591
	3 都 市 計 画 費	3,505,219
	4 住 宅 費	98,077
8 消 防 費		1,994,816
	1 消 防 費	1,994,816
9 教 育 費		5,412,208
	1 教 育 総 務 費	1,000,697
	2 小 学 校 費	1,616,025
	3 中 学 校 費	564,314
	4 幼 稚 園 費	42,381
	5 社 会 教 育 費	1,483,351
	6 保 健 体 育 費	705,440
10 災 害 復 旧 費		5
	1 厚 生 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	5 その他公共施設、公用施設災害復旧費	1
11 公 債 費		4,377,384
	1 公 債 費	4,377,384

(単位 千円)

款	項	金額
12 諸 支 出 金		1,482
	1 土 地 開 発 基 金 費	1,482
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		49,910,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	取手庁舎整備基本構想策定事業	15,180	令和8年度	12,000
				令和9年度	3,180

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと取手応援寄附受付等業務	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	協定等に基づく業務経費
公的認証サービス使用料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	534
決済代行サービス使用料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	178
証明書等窓口交付キャッシュレス決済代行サービス手数料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	353
証明書等自動交付サービス手数料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,347
福祉施設照明器具LED化事業	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	600
屋外照明器具LED化事業	令和 8 年度から 令和 18 年度まで	492,390
いばらき消防指令センター消防指令システム更新費負担金	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	179,105

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
英語学習アプリケーション使用料	令和 8 年度から 令和 1 0 年度まで	26,538
放課後子どもクラブ施設利用オンライン申請システム使用料	令和 8 年度から 令和 1 0 年度まで	990
放課後子どもクラブ業務支援システム使用料	令和 8 年度から 令和 1 0 年度まで	5,408
藤代スポーツセンターLED照明器具リース料	令和 8 年度から 令和 1 8 年度まで	69,901

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
高 齢 者 福 祉 施 設 整 備 事 業	79,200	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは 低利に借換えすることができる。
民 間 保 育 園 整 備 事 業	36,200			
災 害 関 連 事 業 (地 盤 沈 下 対 策 分)	1,800			
土 地 改 良 事 業	7,500			
働 く 婦 人 の 家 整 備 事 業	28,500			
市 道 整 備 事 業	407,400			
都 市 公 園 整 備 事 業	45,600			
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業	68,100			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	426,800			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	39,700			
公 民 館 施 設 整 備 事 業	164,400			
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 整 備 事 業	27,000			
グ リ ー ン ス ポ ー ツ セ ン タ ー 整 備 事 業	51,000			
給 食 セ ン タ ー 整 備 事 業	12,300			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	78,400			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	182,500			
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	68,700			
脱 炭 素 化 推 進 事 業	68,500			
こ ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	1,800			
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業	1,800			

議案第18号

令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ769,793千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			9
	1 使用料		9
2 国庫支出金			61,700
	1 国庫補助金		61,700
3 県支出金			33,527
	1 県補助金		33,527
4 繰入金			606,339
	1 他会計繰入金		606,339
5 繰越金			1,100
	1 繰越金		1,100
6 諸収入			11,618
	1 雑収入		11,618
7 市債			55,500
	1 市債		55,500
歳 入 合 計			769,793

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		306,066
	1 審議会費	70
	2 総務費	121,784
	3 事業費	184,212
2 公債費		463,227
	1 公債費	463,227
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		769,793

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取手駅北市街地業 再開発事業	55,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第19号

令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,477,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 国 民 健 康 保 険 税			1,626,942
	1 国 民 健 康 保 険 税		1,626,942
2 使 用 料 及 び 手 数 料			1,200
	1 手 数 料		1,200
3 国 庫 支 出 金			1
	1 国 庫 補 助 金		1
4 県 支 出 金			6,758,258
	1 県 補 助 金		6,758,258
5 財 産 収 入			12,048
	1 財 産 運 用 収 入		12,048
6 繰 入 金			1,038,234
	1 他 会 計 繰 入 金		554,872
	2 基 金 繰 入 金		483,362
7 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
8 諸 収 入			40,813
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料		28,000
	2 雑 入		12,813
歳 入 合 計			9,477,497

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		260,007
	1 総務管理費	183,646
	2 徴税費	75,342
	3 運営協議会費	436
	4 趣旨普及費	583
2 保険給付費		6,478,625
	1 療養諸費	5,581,664
	2 高額療養費	865,000
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	24,011
	5 葬祭諸費	7,800
3 国民健康保険事業費納付金		2,324,495
	1 国民健康保険事業費納付金	2,324,495
4 保健事業費		220,403
	1 特定健康診査等事業費	130,063
	2 保健事業費	90,340
5 基金積立金		172,743
	1 基金積立金	172,743
6 諸支出金		16,224
	1 償還金及び還付加算金	16,223
	2 繰出金	1

(単位 千円)

款	項	金額
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	9,477,497

議案第20号

令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,451,095千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料			2,335,311
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		2,335,311
2 使 用 料 及 び 手 数 料			216
	1 手 数 料		216
3 繰 入 金			2,111,228
	1 一 般 会 計 繰 入 金		2,111,228
4 繰 越 金			600
	1 繰 越 金		600
5 諸 収 入			3,740
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		3,700
	3 雑 入		38
歳 入	合 計		4,451,095

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		268,007
	1 総 務 管 理 費	262,704
	2 徴 収 費	5,303
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		4,178,788
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	4,178,788
3 諸 支 出 金		3,800
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,700
	2 繰 出 金	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		4,451,095

議案第21号

令和8年度取手市介護保険特別会計予算

令和8年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,178,323千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 介 護 保 険 料			2,125,867
	1 介 護 保 険 料		2,125,867
2 使 用 料 及 び 手 数 料			220
	1 手 数 料		220
3 国 庫 支 出 金			2,058,935
	1 国 庫 負 担 金		1,687,229
	2 国 庫 補 助 金		371,706
4 支 払 基 金 交 付 金			2,591,207
	1 支 払 基 金 交 付 金		2,591,207
5 県 支 出 金			1,424,085
	1 県 負 担 金		1,349,801
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
	3 県 補 助 金		74,283
6 財 産 収 入			2,164
	1 財 産 運 用 収 入		2,164
7 繰 入 金			1,943,902
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,588,092
	2 基 金 繰 入 金		355,810
8 繰 越 金			28,610
	1 繰 越 金		28,610
9 諸 収 入			3,333
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		77
	2 雑 入		3,256
歳 入	合 計		10,178,323

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		235,170
	1 総 務 管 理 費	107,468
	2 徴 収 費	40,956
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	86,746
2 保 険 給 付 費		9,344,713
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,655,408
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	228,641
	3 そ の 他 の 諸 費	9,029
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	227,694
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	37,644
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	186,297
3 地 域 支 援 事 業 費		496,912
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	238,593
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	15,389
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	242,109
	4 そ の 他 の 諸 費	821
4 基 金 積 立 金		2,164
	1 基 金 積 立 金	2,164
5 諸 支 出 金		79,364
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	73,610
	2 繰 出 金	5,754
6 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	10,178,323

議案第 2 2 号

令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算

令和 8 年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 6 5 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 入 場 料 収 入			2,411
	1 入 場 料 収 入		2,411
2 車 券 発 売 収 入			4,500,000
	1 車 券 発 売 収 入		4,500,000
3 車 券 発 売 副 収 入			2
	1 車 券 発 売 副 収 入		2
4 財 産 収 入			486
	1 財 産 運 用 収 入		486
5 繰 越 金			20,000
	1 繰 越 金		20,000
6 諸 収 入			130,101
	1 預 金 利 子		80
	2 受 託 事 業 収 入		117,700
	3 雑 入		12,321
歳 入 合 計			4,653,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 競 輪 事 業 費		4,606,602
	1 総 務 費	7,790
	2 事 業 費	4,598,812
2 公 債 費		1,398
	1 公 債 費	1,398
3 諸 支 出 金		40,000
	1 諸 支 出 金	40,000
4 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		4,653,000

議案第 23 号

令和 8 年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和 8 年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 752 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金額
1 負 担 金		476
	1 負 担 金	476
2 繰 越 金		276
	1 繰 越 金	276
歳 入 合 計		752

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総 務 費		722
	1 総 務 費	722
2 予 備 費		30
	1 予 備 費	30
歳 出 合 計		752

議案第 2 4 号

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4, 1 6 9, 8 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 5 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,252,794	1,470	3,254,264
	2 基金繰入金	3,149,493	1,470	3,150,963
歳入合計		54,168,346	1,470	54,169,816

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		7,431,550	1,470	7,433,020
	6 保健体育費	1,145,491	1,470	1,146,961
歳出合計		54,168,346	1,470	54,169,816

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	6 保健体育費	こども向けまちおこしスポーツイベント開催事業	1,470

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	3,252,794	1,470	3,254,264
歳入合計	54,168,346	1,470	54,169,816

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	7,431,550	1,470	7,433,020				1,470
歳出合計	54,168,346	1,470	54,169,816				1,470

2 歳 入
 (款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	302,164	1,470	303,634	1 財政調整基金繰入金	1,470	・ 財政調整基金繰入金 1,470 増
計	3,149,493	1,470	3,150,963			

3 歳 出
 (款) 9 教育費 (項) 6 保健体育費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
		特定財源				区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育総務費	1,470 (93,826) (95,296)				1,470			
					1,470	10 需用費	145	20 体育・スポーツ振興に要する経費 1,470 増
					1,470	1 消耗品費	55	(2) 社会体育振興関係経費 1,470 増
						4 印刷製本費	90	需用費 (145 増)
						11 役務費	22	消耗品費 55 増
						1 通信運搬費	22	印刷製本費 90
						12 委託料	203	役務費 (22)
						18 負担金、補助及び交付金	1,100	通信運搬費 22
								委託料 (203 増)
								・ 屋外用トイレ清掃業務委託料 110
								・ 会場設営等業務委託料 93
								負担金、補助及び交付金 (1,100)
								・ こども向けまちおこしスポーツイベント開催誘致負担金 1,100
項 計	1,470 (1,145,491) (1,146,961)				1,470			

(款) 9 教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	1,470 (7,431,550) (7,433,020)				1,470			
歳出合計	1,470 (54,168,346) (54,169,816)				1,470			

議案第25号

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月19日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、令和7年度中の対応が求められている基幹業務システムの標準化において、住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たり、個人番号の独自利用を行う事務として条例の整備の必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理する必要があるものをいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。</u></p> <p><u>(8) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p><u>5 第2項又は第3項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前2項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の</u></p>

含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	(略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(12)まで (略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	(略)
2 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
3 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(12)まで (略) (13) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

同意案第1号

取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

取手市教育委員会教育長に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 石 塚 康 英 (いしづか やすひで)

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 石 塚 康 英 (いしづか やすひで)
生年月日 昭和38年9月4日 (62歳)
住 所 つくば市二の宮

学 歴

昭和61年 3月 茨城大学教育学部小学校教員養成課程卒業

職 歴

昭和61年 4月 守谷町立守谷中学校 教諭
平成 3年 4月 守谷町立けやき台中学校 教諭
平成 6年 4月 守谷町立郷州小学校 教諭
平成11年 4月 取手市立戸頭西小学校 教諭
平成19年 4月 取手市教育委員会指導課 指導主事
平成24年 4月 つくば市立吾妻小学校 教頭
平成25年 4月 茨城県教育庁 主査
平成27年 4月 取手市立寺原小学校 校長
平成28年 4月 茨城県県南教育事務所人事課 管理主事
平成29年 4月 茨城県教育庁義務教育課 管理主事
令和 3年 4月 茨城県教育庁義務教育課 課長
令和 4年 4月 取手市立取手西小学校 校長
令和 6年 4月 取手市教育委員会 教育長 現在に至る

その他の経歴

令和 5年 4月 取手市学校長会長・茨城県学校長会副会長
令和 5年11月 令和5年度教育者表彰 (文部科学大臣表彰)

同意案第 2 号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、
地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 岡 田 儀 春 (おかだ よしはる)

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 岡 田 儀 春 (おかだ よしはる)
生年月日 昭和30年2月22日 (71歳)
住 所 取手市本郷

学 歴

昭和52年 3月 流通経済大学経済学部卒業

職 歴

昭和52年 5月 取手市役所入庁
平成18年 4月 企画財政部企画課長
平成20年 4月 政策推進部政策調整課長
平成21年 4月 政策推進部次長
平成22年 4月 政策推進部長
平成24年 4月 健康福祉部長
平成27年 3月 取手市役所定年退職
平成27年 4月 取手市役所再任用職員
平成31年 3月 取手市役所退職
平成31年 4月 米作農家 現在に至る

その他の経歴

平成27年 4月 取手市立寺原小学校評議員
平成27年 5月 取手市市政協力員 現在に至る
平成27年 5月 取手市介護老人保健施設緑寿荘評議員 現在に至る
平成29年 4月 J Aとりで総合医療センター倫理委員 現在に至る
平成31年 4月 特定非営利活動法人らしん盤理事
令和 元年 5月 特定非営利活動法人らしん盤理事長 現在に至る
令和 5年 3月 取手市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る
令和 5年11月 取手市立寺原小学校学校運営協議会委員 現在に至る